

6. ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の改正

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（※①）【寡婦・寡夫・新たに控除対象となる未婚のひとり親】に対して、『ひとり親控除』（控除額30万円）が新たに適用されます。

◆『ひとり親』について

現に婚約をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者のうち、次のア～ウの要件を満たす者

ア. その者と生計を同じとする子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等の合計が48万円以下の者）を有する者。

イ. 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

ウ. その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

上記以外の寡婦（※②）については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円が適用されますが、子以外の扶養を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（合計所得金額が500万円以下）が設けられています。

※ひとり親控除・寡夫控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」などの記載がある者は対象外になります。

【改正後の町県民税における所得控除額】※着色部分が変更点

	配偶関係	死 別		離 別		未 婚	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人が女性	扶養親族 「子」あり	①ひとり親 30万円	26万→無	①ひとり親 30万円	26万→無	①ひとり親 30万円 (無→30万)	無
	扶養親族 「子以外」あり	②寡婦 26万円	26万→無	②寡婦 26万円	26万→無	無	無
	扶養親族 なし	②寡婦 26万円	無	無	無	無	無
本人が男性	扶養親族 「子」あり	①ひとり親 30万円 (26万→30万)	無	①ひとり親 30万円 (26万→30万)	無	①ひとり親 30万円 (無→30万)	無
	扶養親族 「子以外」あり	無	無	無	無	無	無
	扶養親族 なし	無	無	無	無	無	無